



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 選挙管理委員会告示

86 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求並びに議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求及び議会の議員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に必要な連署の数を次のとおり告示する。

平成28年7月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

1 地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数

16,809人

2 地方自治法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定による知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

205,055人

3 地方自治法第80条第1項の規定による議会の議員の解職の請求における連署について必要な所属選挙区
の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東牟婁郡選挙区

11,742人